

環境関連法規制等の動き 2019年度年間(2019.3.19～2020.3.16)まとめ

記号	法令名	2019年度の主な法改正（詳細は下記表の記号表示部または環境関連法規制等の動きをご覧ください。）
A	建築物省エネ法	新規及び改築等する非住宅建築物に対して課せられている省エネ基準への適合義務について、対象延べ面積が2000m2以上 から 300m2以上(予定)に引き下げられます(公布日(2019. 5. 17)から2年以内に施行)。 また、トップランナー制度の対象に注文戸建て住宅等供給事業者が追加されます。
B	フロン排出抑制法	2020. 4. 1施行 第一種特定製品(業務用エアコン等)の廃棄時に管理者がフロン類の引き渡しを怠った場合の罰則、フロン類引き渡し後の製品を廃棄業者等へ渡す際に引取証明書の写しを交付すること、並びにフロン回収済みを確認できない機器については業者による引き取りが禁止となる等の項目が追加されます。

2018年度以前に公布されて、2020年に施行される主な改正法

廃棄物処理法	2020. 4. 1施行 特別管理産業廃棄物を多量(50t/年以上)に排出する事業者に対する電子マニフェスト使用の義務化 当該年度の前々年度の排出量が50t以上あった特管産廃品目(PCB除く)については、電子マニフェストを使用した産廃処理依頼が必要	法12条の5 第1項 規則第8条の31の3
--------	---	--------------------------

↓（掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令情報番号です）

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	対象事業者
	全般	環境影響評価法	7-2	環境影響評価法施行令等の一部を改正する政令	-	政令第53号	2019. 7. 5	2020. 4. 1	出力4万kW 以上の太陽電池発電所の設置事業を環境配慮書の作成等が必要な第一種事業に、3万kW～4万kWのものを事業の届出が必要な第二種事業として指定しました。	該当する規模の太陽電池発電事業を実施しようとする事業者
		環境基本法	4-4	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件	8	環境省告示第46号	2019. 3. 20	同日	工場排水試験に関するJIS K 0102規格の改正に伴い、公共用水域水質、地下水、土壌及び排水等の環境基準に係る測定方法の告示が改正されました。対象物質は、フッ素、アルキル水銀、全シアン及び六価クロム等です。	—
		省エネ法	2-1	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令	-	政令第10号	2020. 1. 24	2020. 4. 1	エネルギー消費性能等の向上を促すトップランナー制度に、電気自動車及び硬質ポリウレタンフォーム断熱材が追加されました。	該当製品を製造する事業者
			4-2	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第144号	2019. 4. 3	2019. 4. 15	エネルギー消費性能の向上を促すトップランナー制度の対象である「照明器具」及び「電球」に関する改正です。照明器具は、蛍光灯・LED電球が対象でしたが、新たにLED電球器具が追加、またLEDランプが電球に改められ、光源種を問わず電球全体が対象となりました。	照明器具製造事業者・電球製造事業者等
A	地球温暖化	建築物省エネ法	11-1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	4	政令第149号	2019. 11. 7	2019. 11. 16	下記、改正建築物省エネ法の一部が施行されました。住宅トップランナー制度対象への大手住宅事業者の追加や省エネ性能向上計画の認定対象に複数建築物の省エネ連携取組を追加する等です。	一定数以上の注文戸建住宅等供給事業者並びに省エネ性能向上計画を作成する事業者等
			5-1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第4号	2019. 5. 17	2019. 11. 16 一部2年以内	現行法において延べ面積2000m2以上の新規・改築等非住宅建築物に課せられている省エネ基準への適合義務が、300m2以上(予定)に引き下げられる(2年以内に施行)ほか、トップランナー制度の対象に注文戸建て住宅等供給事業者が新たに追加されます。また建築主は、新築等の建築物を省エネ基準に適合させるための措置を実施(努力義務)することとしました。	自社等建築物の新築または改築等をおこなう事業者(建築主)等
		オゾン層保護法	9-2	特定物質の排出抑制・使用合理化指針の一部を改正する告示	-	経済産業・環境省告示第3号	2019. 9. 17	同日	代替フロンの規制を行うオゾン層保護法の改正を受けて、地球温暖化係数を低減させた製品の普及を促進させること等の内容を盛り込んだ改正指針(法第20条規定)が公表されました。	特定物質等を業として使用する者等
B	フロン排出抑制法		10-2	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件	3	経済産業・環境省告示第5号	2019. 10. 4	2020. 4. 1	省令改正による第一種特定製品の廃棄時に使用する回収依頼書、引取証明書等に係る規定の整備や告示改正による第一種特定製品の点検記録の廃棄後3年保存等が追加されました。	業務用エアコン等を使用する事業者等
			10-1	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第120号	2019. 10. 4	2020. 4. 1	指定製品(法第2条第2項)として、断熱材用の硬質ポリウレタンフォーム用原液のうち住宅用建築材料以外のもの、硬質ポリウレタンフォームを使用した断熱材・冷蔵庫・冷凍機器が追加されたほか、報告徴収及び立入検査に係る規定が整備されます。	当該製品を製造または使用等する事業者
			6-1	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第25号	2019. 6. 5	2020. 4. 1	管理者が第一種特定製品の廃棄時にフロン類の引き渡しを怠った際の直接罰の導入、フロン回収済み証明を確認できない機器の業者による引き取り禁止の項目等が追加されます。	第一種特定製品の管理者等
	リサイクル	容器リ法	4-1	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	9	財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号	2019. 3. 29	2019. 4. 1	2019年度 特定容器利用事業者等の再商品化義務量算出用の係数、排出見込量の算定用簡易算出比率等が公表されました。またプラスチック製の容器包装等特定分別基準適合物の再商品化義務総量が引き上げられました。	特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者
	廃棄物	PCB処理特措法	1-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令	2	環境省令第19号	2019. 12. 20	同日	廃棄物処理法(法第15条の4の4)に基づく無害化処理に係る特例施設にて処理対象となる一部PCB汚染物の濃度基準及びPCB処理特措法(則第4条第1項)で規定される、紙くず、繊維くずへの塗布や付着等した高濃度PCB廃棄物等の濃度基準が5千→10万 mg/kgへ引き上げられました。これにより無害化処理認定施設等におけるPCB汚染物等の処理対象が拡大しました。	—
		廃掃法	3-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第5号	2020. 2. 25	同日及び2020. 10. 1	優良産業廃棄物収集運搬業・処理業者の許可の申請に係る書類の提出手続き及び優良認定基準の見直しに関する改正です。事業の透明性に関する基準に合致している証拠の書類提出等が追加されます。	当該業種の許可申請を行う事業者
			9-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第5号	2019. 9. 4	同日	優良産業廃棄物処分業者(則第10条の4の2)が廃プラスチック類を処分するために保管する場合は、保管量の上限を、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28(改正前は14)を乗じて得られる数量に改めました。	廃プラスチック類の処理施設を運営する優良産業廃棄物処分業者
		食品ロス削減推進法	6-2	食品ロスの削減の推進に関する法律	-	法律第19号	2019. 5. 31	2019. 10. 1	食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすことを目的として新規制定されました。今後、国は食品ロス削減のための施策を策定し実施していきます。	—
	悪臭	悪臭防止法	2-3	特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正する件	-	環境省告示第8号	2020. 1. 23	2020. 2. 1	法に規定される特定悪臭物質のうち、インプタノール、酢酸エチル、メチルインプチルケトン、トルエン、スチレン及びキシレンの6 物質について、敷地境界線における濃度の測定方法及び気体排出口における流量の測定方法としてガスクロマトグラフ質量分析法等が追加されました。	—

↓（掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令情報番号です）

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	対象事業者
	水質	水質汚濁防止法	11-3	水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令	-	環境省令第15号	2019.11.18	2019.12.1	カドミウム及びその化合物の暫定排水基準(0.08mg/L)の適用期間が2年間延長されます。	金属鉱業に属する特定事業場をもつ事業者
			7-3	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令	-	環境省令第1号	2019.6.20	2019.7.1	水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素、ふっ素、アンモニア及び亜硝酸化合物等に係る、 畜産、工業及び下水道業等の業種 に適用されている 暫定排水基準 が一部見直され、3年間延長されました。	該当業種の事業者
		浄化槽法	2-2	環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第3号	2020.2.7	2020.4.1	浄化槽の 使用休止時・使用再開時の届出様式 や休止前の清掃方法等が定められました。	浄化槽を設置している事業者
			7-1	浄化槽法の一部を改正する法律	-	法律第40号	2019.6.19	2020.4.1	水質検査基準を満たさず生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのある 単独処理浄化槽 に対して、自治体は改善勧告等を行えるようになり、従わない場合の罰則が追加されます。その他、 浄化槽の休止届出制度 等が設けられ、休止中の保守点検、清掃及び定期検査が免除されます。	—
		農薬取締法	9-7	水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件	1	環境省告示第11号	2019.9.11	同日	5種の農薬に農薬登録基準値が設定されました。	農薬の製造・輸入事業者
			5-3		1	環境省告示第2号	2019.5.10	同日	5種の農薬に農薬登録基準値が設定されました。	
	海洋汚染	海洋汚染防止法	1-2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	国土交通省令第48号	2019.12.18	同日	改正海洋汚染防止法の船舶用燃料油中の硫黄分濃度の規制強化に係る省令改正です。規制基準に適合する燃料油を入手できない場合の措置等が追加	一般海域を航行する船舶を保有する事業者等
			5-2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第163号	2019.4.26	2019.6.1他	一般海域において使用する 船舶用燃料油中の硫黄分濃度 の基準が、3.5% → 0.5%以下 に強化(2020.1.1施行)等されました。	
	化学物質	毒劇法	7-5	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	-	政令第31号	2019.6.19	2019.7.1	三塩化アルミニウム、トリクロロ(フェニル)シラン、2-(ジメチルアミノ)エタノール等 9種類 の化学物質が新たに 劇物に指定 されました。	該当物質を使用する事業者
	安全管理	消防法	1-3	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令	-	総務省令第67号	2019.12.20	2020.2.1	ガソリンを容器に詰め替えて販売する際の本人・使用目的の確認及び販売記録の作成が義務化等されます。	給油取扱所を営業する事業者
			9-4	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令	-	総務省令第34号	2019.8.27	同日	屋外タンク貯蔵所に係る水張検査内容、水素スタンドを併設する給油取扱所の技術基準及び地下貯蔵タンク等の定期点検期間の期日等の見直しに関する改正です。	該当する施設等を保有する事業者
		高圧ガス保安法	11-2	容器保安規則等の一部を改正する省令	-	経済産業省令第41号	2019.11.12	2020.4.1	自動車の圧縮水素燃料装置用充填容器に、鋼製等の継目のない容器が追加されます。	—
			4-3	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第21号	2019.3.29	同日	水素燃料電池自動車の普及、水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応するものです。 水素スタンドに関する技術基準 等が見直されました。	当該ガス製造許可申請事業者等
		労安法	12-1	労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部を改正する件	-	厚生労働省告示第191号	2019.12.5	2020.1.1	三酸化モリブデン を事業場において2020.1.1～12.31の期間に製造又は取り扱った(500kg以上が対象)場合、2021.3.31までに 有害物ばく露作業報告を提出 する必要があります。	当該物質を年間500kg以上製造または取り扱う事業者
			8-1	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第33号	2019.8.8	2019.10.1	法第59条で定める 特別教育の実施対象業務に”対地電圧50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務” が規定されました。	当該業務を実施する事業者
			6-3	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	1	政令第19号	2019.6.5	同日	船員室の新設・増設等により総トン数が500t以上 510t未満となった船舶において、揚貨装置を用いず、船舶で荷を積み/荷を卸し又は荷を移動させる作業は、作業主任者の選任作業から除外されます。	該当する船舶を保有し、該当作業を実施する事業者